

第3章 環境基本計画がめざすもの

八幡浜市では、望ましい環境像を明らかにし、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、環境負荷を低減し良好な環境を将来の世代へ引き継ぐため、市民・事業者・行政などの各主体の役割を明確にし、そして、協働の視点に立って環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

望ましい環境像

八幡浜市総合計画（以下「総合計画」という。）では、まちづくりの基本目標が次のように設定されています。

「基本目標4：自然と共生し快適さと安全を享受するまちづくり」

望ましい環境像については、総合計画の基本目標の一つである「自然と共生し快適さと安全を享受するまちづくり」から環境に関連するものとして位置付けられる、

自然と共生するまち 八幡浜

を望ましい環境像とします。

この望ましい環境像については、環境基本条例第3条の基本理念の実現化をめざすものであり、環境基本計画の中長期的目標としておおむね20年後の八幡浜を示すものです。総合計画においては、この基本目標の実現をめざし施策の基本計画が定められていますが、環境基本計画においても、この基本目標を踏まえることとします。

環境基本計画でめざすべき「自然と共生するまち」とは、自然環境、経済環境、社会環境などが複雑に関わっている私たちの生活において、豊かな自然、安心・安全な暮らし、健やかな暮らし、相互に支え合う暮らしなどを将来の世代にわたって持続していくまちです。

そのためには、あらゆる場面において環境への配慮がされ、各主体の連携と協働により、複雑化・多様化している環境問題に積極的に取り組む必要があります。



基本方針

「自然と共生するまち 八幡浜」を実現するため、環境分野ごとにめざす方針として次の項目を基本方針と位置付け、方針ごとに各種施策や取り組みを推進することとします。

～ 八幡浜市が取り組むべき環境に関わる方針 ～

【脱温暖化をめざすまち】

地球温暖化や資源の枯渇などの地球環境問題は、その影響が地球規模で大きいこと、将来の世代にも及ぶことなどから、このまま放置した場合には私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

地球温暖化は、問題の大きさだけでなく、その原因である二酸化炭素などの温室効果ガスが電気などのエネルギーや自動車の燃料などの利用により排出され、私たちの生活に密接に関わっていることに特徴があります。

このような地球環境問題への対策は、市民、事業者、行政の各主体が、自らの行動が地球環境に様々な影響を与えていることを十分認識し、私たちの生活スタイルを見直すことが必要です。省エネルギーの取り組み、バイオマスなどの新しいエネルギー利用の取り組み、再生可能エネルギーの積極的な利用など、私たち一人一人ができる身近な活動から事業者や行政との協働での取り組みまで幅広く推進していきます。

【自然を守るまち】

八幡浜市の大きな特徴として「豊かな自然」があります。私たちは、この豊かな自然からさまざまな恩恵を受けて生活していますが、生活スタイルの変化によってこの豊かな自然が変化しつつあります。

森林には、水源の涵養機能や二酸化炭素の吸収による温暖化対策など、河川には、貴重な水資源の提供だけでなく身近な憩いと安らぎの場の提供など、自然は私たちの生活に欠かせない重要な役割を担っています。

このようなかけがえのない自然を守るために、「豊かな自然」の保全を推進していきます。そのためには、まずは自然の仕組みや自然に対して起きていることを知り、人との共存・共生を図っていくことが必要です。さらには、地域固有の生物が生育・生息する場所を保全し、地域の生態系として保全するための対策を講じるなど自然と人が共生する自然環境と生物多様性が保全されたまちをめざします。

【自然に触れるまち】

自然と人との共生を実現し、緑にあふれ潤いのある豊かな生活環境を実現するためには、私たちが水辺や緑といった自然環境と親しみ、自然への理解を深めることが重要です。

例えば、緑はただ増えればよいというものではありません。水は緑を育て、緑は水を貯え、安全で快適なまちの実現になくってはならない財産と言えるものです。また、爽やかな風や光を浴び、草花の香りを感じ、鳥や虫たちと触れあうことで、自然から命の大切さを学び、やすらぎを得ることができます。

水と緑の拠点を整備することによって、このような自然と触れ合う機会に恵まれた「自然と共生するまち」の実現に努め、市街地の良好な環境づくりに取り組みます。

【公害のないまち】

私たちが健康で安全に暮らすには、私たちの生活を支えるものとして水と空気は重要なものです。私たちの健康や安全に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの環境問題については、関係法令に基づき大気・水質などの環境基準に適合するよう、しっかりとした取り組みが必要です。

きれいな水とおいしい空気を守るために、まずはしっかりと現状を把握することが必要であり、公害については情報収集を進め、安心・安全な暮らしをめざします。

私たちが、良好な環境の中で生活していけるよう、大気・水質・騒音などの環境に対する監視や発生源対策などの強化により、環境基準を達成・維持するとともに、より私たちの暮らしにやさしい生活環境の向上をめざし、環境負荷の低減を推進します。

【資源が循環するまち】

環境の課題として大きいものの一つにごみ問題があります。

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活スタイルを見直し、リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、環境にやさしい資源が循環する循環型社会への転換が求められています。

資源循環型社会の形成に向けて3Rを推進していくための施設整備や機能の確立を図るとともに、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程において、環境負荷の低減、安全性の向上や効率的な運営に努めるとともに、ごみを取り巻く社会情勢の変化に対応していきます。

【参加と協働のまち】

環境負荷を低減し、健全で恵み豊かな環境を将来へより良いかたちで引き継いでいくためには、市民・事業者・行政などの各主体が環境に対する正しい認識をもち、自主的、主体的に環境保全活動に取り組むとともに、互いに連携、協力を進めていく活動の実践が必要です。環境問題は、広域化・多様化しており、市民・事業者・行政など、ある特定の主体だけでは解決できない問題も多くなっています。

八幡浜市の環境をより良い方向へ導くために、これからの八幡浜市を担う子どもたちの環境学習はもちろんですが、子どもだけでなく世代を越えて環境学習へ参加し、さらには、地域内での市民間の連携や市民・事業者・行政の連携や協働が推進されることで、すべての市民が自らの暮らしの中で環境について考え、環境保全活動が行われていくことが重要です。